

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）〔附則第十条関係〕

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（所掌事務）	（所掌事務）
第四条　〔略〕	第四条　〔略〕	第四条　〔略〕
2　〔略〕	2　〔略〕	2　〔略〕
3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四十六　〔略〕	一～四十六　〔略〕	一～四十六　〔略〕
四十六の二　性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本方針（性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律（平成三十年法律第六号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。	〔新設〕	〔新設〕
四十七～六十二　〔略〕	四十七～六十二　〔略〕	四十七～六十二　〔略〕
（設置）	（設置）	（設置）
第三十七条　〔略〕	第三十七条　〔略〕	第三十七条　〔略〕
2　〔略〕	2　〔略〕	2　〔略〕
3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内		

閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

障害者政策委員会	〔略〕	〔略〕	〔略〕
性的指向・性自認差別解消等推進審議会	障害者基本法 別の解消等の推進に関する法律	性的指向又は性自認を理由とする差別解消等の推進に関する法律	〔略〕

閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

障害者政策委員会	〔新設〕	〔新設〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕